

日本ブリーフサイコセラピー学会 利益相反（COI）に関する規則

（目的）

第1条

本規則は、日本ブリーフサイコセラピー学会（以下「本学会」）の委員会の活動並びに学会および学術誌での発表における利益相反（Conflict of Interest：COI）状態の透明性を確保することによって、本学会が、社会に対する説明責任を果たし、産学連携の適正な推進を図るうえで適切な利益相反（COI）マネジメントを行い、科学的かつ公正な研究を推進し、その成果を社会に還元することを目的とする。

（対象者）

第2条

本規則は、以下の者を対象とする。

- (1) 本学会会員
- (2) 本学会の学術大会等や機関誌などで発表する者
- (3) 学会を代表して外部で行う専門活動に携わる者

（対象となる活動）

第3条

本規則は、本学会において行われる以下のような活動を対象とする。

- (1) 学術大会、研修会等での発表
- (2) 本学会の機関誌、学術図書などでの論文発表およびこれらの発行
- (3) 本学会の役員・学術大会の大会長・委員会等の活動、学会を代表して行う外部専門活動
- (4) 研究および調査の実施
- (5) 国内の他の学術団体との学術研究協力
- (6) 国際的な学術研究協力
- (7) 研究の奨励および研究業績の表彰

（利益相反（COI）の定義および申告基準）

第4条

本規則において利益相反（以下「COI」）とは、第2条に規定する対象者が企業または営利を目的とする団体等から得る個人的な経済的利益と第3条に規定する活動とが相反している状態あるいは両立しえない状態をいう。具体的な基準については以下の通りとする。

- (1) 企業・法人組織・営利団体等の役員、顧問職、社員等への就任（報酬が年間100万円以上）
- (2) 株式の保有（年間利益が100万円以上、あるいは当該全株式の5%以上を所有）

- (3) 企業・営利団体からの特許権使用料（年間 100 万円以上の場合）
- (4) 企業・営利団体における会議出席，講演など労力の提供に対する支払い（年間 50 万円以上）
- (5) 企業・営利団体からのパンフレットなどの執筆・監修に対する原稿料・監修料（年間 50 万円以上）
- (6) 企業・営利団体が提供する研究費（100 万円以上）
- (7) 奨学（奨励）寄附金（年間総額が 100 万円以上）
- (8) 寄附講座（金額の定めなく所属の有無を申告）
- (9) その他の報酬（学会参加等のための旅費，贈答品等の合計が年間 10 万円以上）

（COI に関する委員会の設置，役割）

第 5 条

第 1 条の目的を達するために，学会長（以下「会長」）は倫理会則委員会を設置する。倫理会則委員会は，本学会が行う活動において，重大な COI 状態が会員などに生じた場合，あるいは，COI の自己申告が不適切で疑義があると指摘された場合，会長の求めに応じて，当該会員の COI 状態をマネジメントするためにヒアリングなどの調査を行うことができ，倫理会則委員会委員長は，委員会での審議結果について会長および常任理事会に報告するものとする。

（会長の責務）

第 6 条

会長は，本学会における COI マネジメントを総括する。会長は常任理事会の議を経て適切な措置を講じなければならない。

（役員等の責務）

第 7 条

本学会の役員（会長，副会長，常任理事，理事，監事，顧問）と当該年度の学術大会の責任者（大会長等）は，就任時の前年一年間の COI 状態を所定の方法で会長に申告するものとする。また，就任後，新たに COI 状態が発生した場合には，修正申告を行うものとする。

（発表者の責務）

第 8 条

会員は本学会主催の学術大会・研修会・シンポジウムなどで発表する場合，あるいは本学会の名称を使って発表する場合は当該研究実施に関わる COI 状態を所定の方式で正しく申告し，担当責任者（大会長，倫理会則委員会等）の指示に従わなければならない。尚，所属する組織と研究組織が異なる場合は，発表する際にいずれの組織名も明記すること。

(学術大会大会長等の責務)

第9条

本学会の学術大会の責任者(大会長等)は、研究などの発表との関係で、本規則に反する疑いが生じた場合には、検証し、本規則に反する演題については書き換えの指示、あるいは発表を差し止め・取り消しなどの措置を講じなければならない。

(「ブリーフサイコセラピー研究」への投稿者の責務)

第10条

「ブリーフサイコセラピー研究」に投稿する者は、当該研究実施に関わるCOI状態を所定の方法にて申告し、編集委員会委員長の指示に従わなければならない。

(編集委員会委員長の責務)

第11条

編集委員会委員長は、研究等の発表との関係で、本規則に反する疑いが生じた場合には、検証し、本規則に反する投稿論文については書き換えの指示、あるいは発表を差し止めるなどの措置を講じなければならない。

(執筆者等の責務)

第12条

本学会発行の「日本ブリーフサイコセラピー学会ニューズレター」、本学会ホームページ等に掲載する、本学会から依頼した記事等の執筆者・作成者等は、記事の内容に関わるCOI状態を所定の方法にて申告し、編集委員会委員長または常任理事会の指示に従わなければならない。

(その他)

第13条

常任理事会は、各学会事業に関して、その実施が本規則に沿ったものであることを検証し、本規則に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討しなければならない。この場合には、速やかに対象者に理由を付してその旨を通知する。上記事業の責任者は、これらの措置を行った際に倫理会則委員会に報告するものとする。

(違反者に対する措置)

第14条

会長は、倫理会則委員会の報告に基づき、常任理事会で審議した結果、重大な違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ず

ることができる。

- (1) 本学会が開催するすべての講演会（学術大会，研修会等）での発表禁止
- (2) 本学会の刊行物への論文掲載禁止・取り消し
- (3) 本学会の役員（会長，副会長，常任理事，理事，監事，顧問），当該年度の学術大会の大会長の就任禁止，停職および解任
- (4) 本学会の常任理事会，理事会，委員会等の出席停止
- (5) 本学会会員の資格停止，除名，あるいは入会の禁止

（不服の申立）

第 15 条

被措置者は，本学会に対し不服申立をすることができる。本学会の会長は，これを受理した場合，速やかに不服申立に関する審査委員会を裁定審議委員会内に設置して，審査を委ね，その答申を会長に報告したうえで，その結果を不服申立者に通知する。

（説明責任）

第 16 条

本学会は，重大な本規則の違反があると判断した場合は，直ちに常任理事会の協議を経て，社会に対する説明責任を果たさねばならない。

（細則の制定）

第 17 条

本学会は，本規則を運用するために必要な細則を制定することができる。

（規則の改正）

第 18 条

本規則は，社会的要因や産学連携に関する法令の改正，整備ならびに研究をめぐる諸条件に適合させるため，定期的に見直しを行い，常任理事会の議を経て改正することができる。

附則

本規則は，令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

付記

本規則は，日本心理学会による「利益相反（COI）に関する規則」および日本精神神経学会による「医学研究の利益相反（COI）に関する指針」，日本トラウマティック・ストレス学会による「利益相反（COI）に関する指針」を参考にして検討・作成し，令和 7 年 9 月 14 日理事会の承認を得て，令和 8 年 4 月 1 日に施行する。